

法定協議会等について

1. 協議会設置の目的

本町では、地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにする「マスタープラン」としての役割をもつ、「美里町地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」の作成に向け、利便性の高い公共交通体系の実現に向けた諸課題について協議をする場として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく「美里町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、公共交通事業者をはじめ、町民、学識経験者、関係機関等の方々など幅広く参画していただき、議論を深め、本町の地域特性や公共交通の現状、本町が目指す地域の将来像などを明らかにし、地域公共交通のあり方を検討するとともに、その実現に向けた施策展開の検討を行う。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）

第 6 条 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2. 役割について

本町には、道路運送法に基づく地域公共交通会議は組織されていたが、連携計画を作成するための活性化再生法に基づく法定協議会は組織されていなかった。協議会が組織されていた場合は、同じ協議会で網形成計画の作成について協議することが可能だったが、網形成計画を作成するには、新たに法定協議会を設置する必要がある。

(1) 地域公共交通会議とは

地域の実情に即した運行形態、サービス、運賃等について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による「合意形成を図る場」として「道路運送法」に基づき設置

(2) 法定協議会とは

地域公共交通の活性化・再生を図るために必要な網形成計画の策定のために、地方公共団体が主宰者となり、地域の多様な関係者による、「合意形成を図る場」として、「活性化再生法」に基づき設置

○公共交通事業者等に対する協議会への参加要請応諾義務

○協議会参加者の協議結果の尊重義務

○公共交通事業者や利用者等による網形成計画の作成・変更の提案制度

などを要綱で定めており、こうした仕組みを活用することで、地域の多様な関係者による合意形成や協働の取組みをより効率的・効果的かつ確実にを行うことが可能となる。

「美里町地域公共交通活性化協議会」道路運送法と活性化再生法それぞれの法律に基づく組織
（それぞれの機能を併せ持つ組織）

(3) 法定協議会と地域公共交通会議の比較

	法定協議会	地域公共交通会議
根拠法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第 6 条）	道路運送法施行規則（第 9 条の 3）
主宰者	地方公共団体又は都道府県	地方公共団体又は都道府県

	法定協議会	地域公共交通会議
目的	地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関し必要な協議	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議を実施 ・地域の交通計画を策定（任意）
対象となる交通モード	多様な交通モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体 ・関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ・関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長 ・一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ・住民又は旅客 ・地方運輸局長 ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 <p>【必要に応じて次に掲げる者を構成員として加えることができる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第 49 条第 1 号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、道路管理者、都道府県警察 ・学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

3. 要綱について（別紙）

4. その他（参考）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条

（協議会）

第六条 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

道路運送法施行規則（第9条の3）

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
- イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者